

霧島市条例第8号
令和元年6月19日

霧島市河川占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

霧島市河川占用料徴収条例（平成17年霧島市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までの規定中「1.08」を「1.10」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の霧島市河川占用料徴収条例第2条の規定により許可を受けた占用に係る河川占用料等については、改正後の霧島市河川占用料徴収条例別表第1から別表第3までの規定にかかわらず、なお従前の例による。